



2.4.24
8-12

意見書

令和2年4月20日、東広島市議会議員政治倫理審査会による審査結果通知書を受け取りました。東広島市議会議長に対して、『議員辞職の勧告』の措置を講じられるよう提言しておられます。この審査結果に対して、政治倫理条例第11条第1項の規定により、意見書を提出することができる。
(提出期限：令和2年4月24日)

したがって以下、私大谷忠幸の思うところを述べさせていただきます。

1. 議員は辞職せず、残り約3年間の議員任期の間、全力を挙げて議員の職務を全うする。

過去に、前東広島市長藏田義雄氏が、無投票で三期目の東広島市長当選を目指しておられましたことがあります。これを阻むために議員辞職をし、東広島市民から圧倒的な人気を誇る藏田義雄氏に対して、徒手空拳ではありましたが全力を挙げて応戦しました。その選挙結果を以下に記します。

東広島市長選挙	告示日	2014年4月13日
	投票日	2014年4月20日
	投票結果	当選 藏田義雄 62歳 31949票
		次点 大谷忠幸 55歳 10836票

藏田義雄氏にかないませんでしたが、法定得票数の四分の一以上得票したため、第二位ではなく、幸いにも次点になったのです。供託金が返還されるだけでなく、期限付きではありますが、もし、当選された藏田義雄氏に何かあれば、繰り上げ当選という可能性すら残しておりました。そして、そのとき自分自身に対して『もう二度と議員辞職はしない。』と固く誓いました。そしてそれは、今現在も全く変わっておりません。

2. 現在の東広島市議会の東広島市役所へのチェック機能は、機能していません

東広島市役所本館の、一階から八階までが東広島市役所、九階が東広島市議会、十階が食堂です。定員三十人の議員が何のために九階の東広島市議会に赴くかといえば、自分を選出してくれた東広島市民に対して、奉仕するためです。その奉仕活動の中で最も重要なものが『行政へのチェック機能』であり、これを遂行することです。

しかし残念ながら、現在の東広島市議会の東広島市役所へのチェック機能は、機能していません。これについて以下、具体事例を挙げて説明します。

2-1 (仮称)寺西第二小学校(現：龍王小学校)の建設用地取得時の登記法違反事件

(仮称)寺西第二小学校(現：龍王小学校)の建設用地取得は、土地開発公社(東広島市役所六階、用地課の隣に現存)が土地所有者たちから、個別に先行取得していたものを、そのときに一括して東広島市役所が買い上げることとなり、A4版一枚の議案として上程されました。私大谷忠幸は、全く判断できないのでやむを得ず、その議案の中に記載してあった複数の土地の地番をもとにして一件六百円で登記簿のコピーをすべて入手しました。そしてそれを熟読すると、ほとんどの土地は所有者が土地開発公社でした。しかし二筆ないし三筆だったと記憶しておりますが、議案提出前に、既に所有者が東広島市と登記されていたものが存在していることを見出したのです。

この事実を法務局相談員の方に確認したところ、『明らかな登記法違反です。しかしながら登記法に罰則がないので処罰の対象になりません。』との判断を頂きました。『登記法に違反しているが、処罰されないから、東広島市役所がこんなでたらめな議案を提出していいのか。またこの議案を、条例を作る立場の東広島市議会が、議決していいのか。』自問自答を繰り返し、その結果『この議案を一度取り下げさせて、整合性を取ったうえで再提出してもらおう』ことを決意しました。

このことを、全議員に告知したところ執拗なまでの個人攻撃が始まりました。

総務委員長：『オンブズマンみたいなことはやめろ！オンブズマンみたいなことはやめろ！』

議会運営委員長：『大谷君、大人になれ。大谷君、大人になれ。』

同い年の議員：『大谷、何をさわいどるんだ。(事情を話すと) どうせいと言うんじゃ！』

その他諸々。

紆余曲折ありましたが、結局、本会議に上程されて、私大谷忠幸が反対討論で「登記法違反だから、このままでは議決できない。」という論旨のもと申し上げましたが、賛成多数で議決されました。直近で何人かの元議員の方々とお話しする機会があり、(仮称)寺西第二小学校(現:龍王小学校)の建設用地取得時の登記法違反事件、について昔話をしました。その場で私大谷忠幸が、この登記法違反事件について詳細に語ると、目をむいて『あれは、そういうことだったのか。知らなかった。』と口々に申されました。この人たちは、議案の本質を何も理解しないまま、議決してしまったのか、と肩を落とした次第です。まてよ。ということは、他のほとんどの議員もこの議案の本質を何も理解していなかったのではないか、という懸念すら浮かんできた次第です。

先日、用地課に対する公文書公開請求『登記法違反を犯してまで建設用地を入手したことに対する、登記法の上位法令の存在を記した公文書を提供せよ。』に対する非公開通知決定書を頂きました。即ち、東広島市長の公印が押印された公文書で、東広島市役所が法律違反をし、それを東広島市議会が議決したことが、立証されたのです。

今後の展開に注目しております。

2-2 合理化特別措置法にかかわる情報公開についての事実隠ぺい事件

令和元年10月2日10時から開催された平成30年度決算特別委員会総括質疑において、私大谷忠幸の合理化特別措置法にかかわる情報公開についての質問に対して、生活環境部長が、受け皿会社の社名と東広島市から支払われた総額6億7317万円余と詳細について答弁して下さいました。合理化特別措置法とは、下水道整備に伴って、し尿汲み取り会社のサービスエリアが減少するため、代替業務を地方自治体を作って、し尿汲み取り会社に提供する、というものです。このことは、東広島市ができて45年、合理化特別措置法ができて44年経過しますが、歴史に残る画期的な事件です。私大谷忠幸が質問してから、生活環境部長の答弁まで約3時間あり、その間様々な事件がありました。今日まで、そのときの事態の收拾は成されていません。

残念ながら、マスメディアが今日まで、本件に対する報道を差し控えているため、情報公開は限定的です。しかしこのときのために私大谷忠幸が、令和元年9月1日から執筆開始した私大谷忠幸の自叙伝『鐵の意志を持って! 我に七難八苦を与えたまえ 反骨と涙の60年』A4版143頁を令和元年12月24日に完成させました。なおこの自叙伝は、登場人物82名の方々から直接掲載許可を得ております。そしてこの中に、合理化特別措置法にかかわるすべての情報を最大漏らさず書き込んであります。令和元年12月25日に国立国会図書館から『貴重な歴史的証拠資料として寄付して欲しい。』との要請を受け、即日寄付しました。即、国立国会図書館の蔵書の一つに登録されました。過去から現在まで、国立国会図書館の私大谷忠幸関係の蔵書は、16年前、45歳の時に作成した博士論文のみで、この自叙伝が二冊目となります。最高の形で公知公用となりました。世界中の誰でも閲覧でき、世界中の誰でも複製できる。そしてたとえ安倍晋三首相が『消去してしまえ!』と命じても消去することはできません。さらに、その自叙伝からA4版8頁とA4版10頁の報告書を二つ作成し、令和元年12月28日に広島市で開催されたある学会で、二つとも発表に成功しました。4箇月かかりましたが、マスメディアの力を一切借りず、独力で全世界に向けて情報公開することに成功しました。つまり、合理化特別措置法にかかわる情報公開についての事実隠ぺい事件については全世界が知りうるようになったのです。しかし今現在、東広島市民のほとんどは、そしてマスメディアのほとんどは、本件について知らないという逆転現象が起こっています。これから時間が経過するとともに、おのずと情報公開がゆっくりと進んでいきます。

特筆すべきは、令和2年1月上旬から私大谷忠幸が実施してきた20件程度の合理化特別措置法にかかわる公文書公開請求に対して、A4版約2000頁の公文書がほとんど無修正で提供されたという事実であります。修正されたのは、株式会社東広環境保全代表取締役安本養伯に重なるように押印された印影のみが黒く塗りつぶされているのみであります。つまり、合理化特別措置法による代替事業49事業(一般会計、特別会計他)の、①見積り仕様書、②見積書、③契約書、④報告書の四点セットがほとんど私の手元にあります。これらを詳細に解析した結果、これまで、①見積り仕様書、③契約書、に記載された事項を満足していない、多数の『契約不履行』が存在していることを確認しました。

一字一画

平成31年度分につきましては、このことに気が付いたのが令和2年2月上旬でしたので、その時点で『契約未履行』、しかし令和2年3月31日を過ぎると『契約不履行』となってしまいます。これを回避するために、関係している執行部に連絡して事態の重要性を説明するとともに、個別に令和2年3月31日までに緊急対応しました。これによって、株式会社東広環境保全の指名停止等々の最悪の事態は回避できたものと考えております。

令和2年度分からは、①見積り仕様書、の段階から不明瞭な記載、履行できない事項の削除等々を実施していくことで、問題は回避できます。

しかしそれと合わせて、株式会社東広環境保全の企業体質の改善は必須でした。

そこで令和2年2月14日10時から、株式会社東広環境保全本社にて、安本養伯(伯和総業会長)、三井崇裕(三井開発会長)、宗藤勝彦(宗藤企業会長)、■■■■、■■■■その他のお歴々の中に、私大谷忠幸が単身で乗り込み、第1回東広環境保全連絡会を開催し、対応しました。私大谷忠幸は、①『下水浄化のいろは』を講義した上で藤枝梅安の針のツボを指南、②東広島浄化センターで働く東広環境保全の作業者との個別面談の許可を獲得、③東広環境保全がバイオテクノロジーで生まれ変わる必要性を力説、を実践しました。今後、株式会社東広環境保全は、技術力のアップとともに、オリジナル技術を持つ企業体へと変貌していくものと期待しております。

ところで問題なのは、平成30年度分であります。この中には多数の『契約不履行』があります。私大谷忠幸は、令和元年10月2日平成30年度決算特別委員会総括質疑において決算認定してから、わずか3週間経過した時点、つまり令和元年10月23日に第2回臨時議会を開催したこと、そしてその臨時議会で、決算議決しようとしたこと、に対しては、その非を主張してきました。例年、12月議会冒頭で決算議決してきたのには、それなりの大きな意味があります。つまり決算特別委員会の会議録は、要点記述であります。本会議の会議録が、全文記述であるのに対して、要点記述では、どうしてもテープおこしをした人間の人的フィルターをはさんでしまうので、必ず、作成された会議録(案)に対して、決算特別委員会の出席委員による会議録チェックが必須であるということです。会議録を完成するためには、最低7週間かかるのです。会議録が完成する前に議事を開会して、決算議決するという事は、議員に対して白紙委任状に押印を迫ることであります。令和元年10月21日10時に、私大谷忠幸が関係している二つの会議録(案)が議会事務局員から手渡されました。すぐに内容チェックをしたところ、32箇所の間違ひがありました。たとえば『奥谷求委員長』を『鈴木利宏委員長』、数字の間違ひ等々もありました。『こんな会議録(案)では、話にならない。他の議員はどうしているんだ。』と問いただしましたが、決算特別委員会の会議録を要求している議員は他にはいないとのことでした。

とにかく、第2回臨時議会の開催について異議を唱えたところ、乗越耕司東広島市議会議長から、『大谷忠幸議員の発言注意』『大谷忠幸議員の発言禁止』を宣告されたので、時間の猶予を頂いて本会議場を後にしたのです。

平成30年度東広島市決算は、私大谷忠幸を除くすべての議員で議決されました。

この時点で、平成30年度決算におけるすべての責任は、東広島市議会の私大谷忠幸を除くすべての東広島市議会議員が背負ったこととなります。数多くの『契約不履行』そしてそのすべては、今現在どうあがいてもリカバリーショットの打てないものばかりです。これをどうやって回避されるのか、東広島市議会議員の方々にお聞きしたい。

29人の東広島市議会議員は、『自ら、死刑台のエレベータに乗って、下りのボタンを押された』のであります。

以上、2つの実例をもとに、東広島市議会の東広島市役所へのチェック機能が機能していないことを申し上げました。

この根本的な原因は、議員が独自に情報をクリエイトせず、すべてを東広島市役所九階に行って、耳学問で受動的に入手しているということに尽きると考えます。東広島市役所職員から入手した情報だけを頼りに、受動的に学び、意思決定をするということは、『東広島市役所職員の手の手で踊らされている』ことに他なりません。能動的に学び、収集した情報を解析、合成して、より高い位置から鳥瞰して、正しい判断をすることが、すべての議員に求められているのではないのでしょうか。

たとえば、ある議会で50件の議案が執行部（東広島市役所の各部）から上程されたとします。私大谷忠幸が、それぞれの議案について独自の調査網を駆使して、執行部も持っていないような情報をもとに質問するとします。執行部は思わぬ角度から、つまり死角からの一撃に耐え切れず、東広島市議会の議長、総務委員長、議会運営委員長に『大谷忠幸を何とかしてくれ!』と苦情を言う。彼らは協議して、私大谷忠幸を抑えにかかるとする。今まで何度も繰り返された図式です。その時点で、東広島市議会は、東広島市役所のチェック機能を放棄して、大谷忠幸のお目付け役に成り下がっているのです。

議員は、市民から直接選挙で選出された独立した存在です。その議員が集まって、東広島市議会という組織を構成したときから、組織の管理者（たとえば議長、総務委員長、議会運営委員長等々）は、各議員を管理しようとする。ありとあらゆる手を使って各議員を管理しようとするのです。独立した存在であるはずの議員が、議会と言う組織の中で従属的な存在へと変貌していき、ついには、うまくたぢまわること、ひいては、評価されることばかり考えて行動する、いわゆる『サラリーマン議員』に成り下がってしまうのです。

よく『是々非々』、つまり『いいことはいい、悪いことは悪い』と言われるのですが、これがなかなか難しい。中には、すべての議案を否定する集団もおられます。これは例外として、残りの議員は、『是是是』です。

『是々非々』を『いいことはいい、悪いことは悪い』を貫き通すと、私大谷忠幸のように『はみ出し議員』『一匹狼』いにかえるなら『アウトロー』になってしまいます。

よく議会では、『数は力だ』『過半数の賛同が無ければ何もできない』と言われることがあります。それはそれで間違っていないかもしれませんが、すべてではないのも歴然とした事実です。

つまり、『アウトロー』では、何にも出来ないか。そんなことはないのです。

3. 議員の『力』、情報に対する『収集能力』『解析能力』特に『合成能力』

そこで議員の『力』とは何なのか、ということは今一度よく考えてみる必要があります。

私大谷忠幸は、9年前、東広島市議会議員に立候補し、市民の皆様への支援を頂き、何とか当選させて頂きました。そして一年生議員として勉強をするかたわら、選挙の際に公約したいくつかの具体的事業を一つ一つ自分の力で手掛けて、完遂してきました。

その一方で、東広島市政を、東広島市行政を支配する『ある存在』を徹底的に調査してきました。その『ある存在』とは、年商数百億円（私大谷忠幸の経営する有限会社大谷駐輪の約10000倍）というとてつもない規模でした。まともに立ち向かうのは無謀です。そこで『敵を知り、己を知れば、百戦危うからずや』との故事にならい、『ある存在』を徹底的に調査する。つまり丸裸にしたのです。これは、民間人には不可能に近いけれども、東広島市議会議員としての『存在感』を有効に使えば、可能です。

① いたるところに出入りして、耳寄りな情報はすべて黒い手帳に列記する。：『収集能力』

② 夜、時間を作って昼間収集した情報を取捨選択した上で、重みづけする。：『解析能力』

③ 得た情報を、上位概念へ上位概念へと昇華させ、簡潔な1枚の絵にする。：『合成能力』

つねに『ある存在』の『全体観（マクロ観）』を意識しつつ、1枚の絵をアップデートし続けてきました。この1枚の絵があったからこそ、的確な判断、適切な指示、タイムリーな行動、が可能だったのです。

つまり議員の『力』とは、この1枚の絵を自分の力で作成できること、言い換えるならば、より高い位置から物事を見れて判断できる、鳥瞰図的な視野を自らの力で持ちうることなのです。これさえあれば、何でもできます。(a)今どこにいる、(b)どこへ行きたい、(c)どれくらいの期間で、の3つが充足されれば、それを実現するための道標をいくつか置いて、後は単に遂行するだけです。たとえば、どこかの副市長に、担当者レベルの視野しかないのに、情報の羅列の量のみを自慢して、自分の専門性を誇示される方がおられます。これは、全く誤りです。単なる情報の羅列の量ではなく、どれだけ高い視点から鳥瞰図的に見渡せるか、つまり、判断ができるか、指示ができるか、ということなのです。ここでいう副市長は、選挙というハードルを乗り越えて市民から直接選出されたわけではありません。この1枚の絵を、自分の力で作成できない方に、副市長の資格はありません。

4. 議員の職務を『行政へのチェック機能』と位置づけ、この遂行に全力を挙げる。

先に述べましたように、東広島市議会の東広島市役所に対するチェック機能は、今現在機能していません。つまり、『東広島市議会議員の集合体』としての『東広島市議会』の『東広島市役所』に対するチェック機能が、現在機能していないのです。しかし、単独の『東広島市議会議員』としての『東広島市役所』に対するチェック機能は、個々の『東広島市議会議員』の能力の差もあり、一概には申せませんが、まだかろうじて機能しています。

『東広島市議会議員』の情報の『収集能力』『解析能力』特に『合成能力』をフルに活用すれば、あらゆるターゲットに対する1枚の絵は、作成できます。これをもとに関係部局との調整を取り、評価関数を最大にするように（たとえば、①最小コストで実現、②最短時間で実現、等々）すべての事業を推進するための、船頭であり、潤滑剤として機能していけばいいのであります。

そのとき、行使する力の源泉が『公文書公開請求制度』であります。『公文書公開請求制度』とは、A4版1枚の所定の書式に、①実施機関（例：東広島市長）、②請求日、③請求者住所、④請求者氏名、⑤請求者電話番号、⑥公開の方法（例：写しの交付）、⑦請求者の区分（例：市民）、⑧公文書の内容、を記載して提出すると、東広島市情報公開条例に基づいて公文書を公開させることができる東広島市民の権利です。この権利を臨機応変に使用することで、かなりのことができます。

つまり、『東広島市議会議員』であることで、情報の『収集能力』『解析能力』特に『合成能力』を維持し続ける。その一方で、自ら作成した1枚の絵をもとにして東広島市役所に働きかける。そのときには、一東広島市民に付与された法令で保証された権利『公文書公開請求制度』を臨機応変に駆使することで、極めて機動性の高い、『行政へのチェック機能』を実現可能なのです。

事実、令和2年4月1日から、東広島市役所本館八階を起点にして、私大谷忠幸がすべての課に対し、『公文書公開請求』という実弾を連射し続けております。ここでは割愛しますが、これまで縦割りの東広島市役所各部局各課単独では、到底実現できなかったことが、次々と動き出しております。実効性が極めて高いことも申し添えておきます。

5. 東広島市議会議員は何のために東広島市役所本館九階に行くのか。

それでは、ここで東広島市議会議員は、何のために東広島市役所本館九階に行くのか、について考察します。その理由は、二つあります。

4.22 (1) 議員は、受動的な情報収集しかできない

とにかく東広島市役所九階に行けば、受動的ではあるが耳寄りな情報が容易に入手できる。東広島市議会議員定員30名のうち29名は自分で情報をクリエイトできません。したがって常時このフロアにたむろしていなければ、耳寄りな情報を入手することさえできないのです。たとえば、誰かがある職員から耳寄りな情報を入手すると、自分の所属する会派室にこもり、ドアに鍵をかけて、頭を突き合わせて会派構成員で情報伝達します。その中に喫煙者がいれば、喫煙室に行き、待ち構えていた喫煙者達で情報伝達します。そしてその喫煙者達がそれぞれの会派に戻って、会派内での情報伝達をする。このようなプロセスを経て、特定の情報があつという間に九階フロアの議員に広まるのです。こうして得た耳寄りな情報を、地元の支援者との交流会などで披露すると、『さすが先生、いいアンテナをお持ちだ。』などと市民から評価されることになります。

ただし、このときある会派の方と、私大谷忠幸には、その情報は提供されません。なぜならば、仲間はずれには固く口を閉ざし、一切の情報は提供されません。逆に言うならば、仲間外れになると『議員の存在感』を示す情報源を失うことになるわけです。

しかし私大谷忠幸は、このようなことに全く動じません。

なぜならば、自分で必要な全情報をクリエイトできるからです。自分で収集した情報だけで充分です。それをもとに『解析』『合成』して一枚の絵を作成し、自分の意思で動けるからです。

以上のことから、敢えて九階に行く必要は、全くありません。

(2) 議員は、儀礼としての『委員会』『本会議』へ出席することでしか存在感を示せない

東広島市議会議員としての権威づけのために、儀礼としての『委員会』『本会議』へ出席することでしか存在感を示せないからです。

今現在、東広島市議会の『行政へのチェック機能』が機能していないのに、何のために『委員会』『本会議』へ出席するのでしょうか。すべてが映像公開されるために、東広島市民に対して自分の存在イメージを植え付けるためのデモンストレーションです。意味はありません。

(a) 執行部（各部局、各課）担当者の説明が聞ける

受動的に学ぶことしか経験のない議員は、執行部担当者の説明を受けないと理解できない。

(b) 執行部（各部局、各課）担当者に質問ができる

受動的に学ぶことしか経験のない議員は、執行部担当者に質問することで、そして担当者からの応答を見極めながら、イメージ構築に励む。

(c) 採決、議決

各委員会も、本会議も、『行政のチェック機能』として作用しておりません。単なる儀礼にしか過ぎません。委員会の採決は、腕上げ運動ですし、本会議の議決は、屈伸運動および指先運動です。

(d) 一般質問・代表質問

単なる儀礼です。何のために議員が、一般質問・代表質問するかについての法的根拠はありません。ただ、東広島市議会規則、議会運営委員会申し合わせ事項、に書いてありますが、自分たちで勝手に決めて、勝手にやっているだけです。上述したように、上位法令による実施根拠はありません。一般質問・代表質問をするために、人件費等どれだけ莫大な費用が掛かっているかについても、全く試算されていません。

一般質問・代表質問をすることにより、どのような具体的な項目で改善があったのか、更にはそれによって、具体的にどれくらいの効果があったかについても、全く試算されていません。

ましてや、一般質問・代表質問に関わる損失計算なんて全くされていません。

ということは、議員の存在感を市民に対してアピールするデモンストレーションに過ぎないので、その対極で、議員の質問に対応するということでの、市長、副市長、各部長の存在感を市民にアピールするデモンストレーションに過ぎないとも言えます。

以上、(1)(2)から言えますことは、

ある意味で、東広島市役所九階は、受動的な情報収集しかできない議員のための居場所です。しかも、東広島市議会は、議員としての権威付けをするための学芸会のようなイメージです。はっきり言って、実務のできない人間が寄り集まって、虚構の世界で生きるための仮想空間です。

6. 朝三時に起きてから、夜十時に寝るまで、常に東広島市民のことを考え、行動しています

毎日、朝三時に起きてから、夜十時に寝るまで、常に東広島市民のことを考え、行動しています。実務に徹して、

東に、『障害年金が支給されないので何とかして欲しい』という女性がおられました。呉年金事務所、厚生労働省まで掛け合っ、障害基礎年金が支給して頂けるまで、ありとあらゆる手練手管を駆使して、絶対あきらめないで、向こうの職員と知恵比べをしております。

西に、『公衆トイレが汚くて使用不能。何とかして欲しい』という男性がおられました。

建設部建設管理課と問題意識を共有しつつ、金は無い、時間は無い、作業者もいない、でも辛抱強く取り組んでおりました。すると共感してくれた建設部建設管理課が、信じられないような素晴らしい発想であることを実行してくださいました。たったそれだけで、公衆トイレ使用者のモラルが格段に向上するという奇蹟を目の当たりにしました。今後も公衆トイレの清掃者・使用者双方のモラルアップのために尽力して行くつもりです。たかが『トイレ』されど『トイレ』。『公衆トイレ』は、その街の文化度を示すバロメータです。自分で手を汚してトイレ掃除した経験の無い人、トイレ掃除をしたために、約一週間カレーライスが食べれなくなったという経験の無い人、には絶対理解できません。問題意識すら湧きません。

南に、『JR西条駅前の廃屋、何とかして欲しい』という男性がおられました。都市部区画整理課と都市部建設指導課に事情を話して、問題意識を共有した上で、二つの課が異なる法令に基づいて過去に対応した二つの歴史を作成しました。同じ都市部の中でも、この二つの歴史は、くい違っております。そのくい違いを更に精査して、都市部の共通認識を作成中です。この都市部の歴史は、そのまま東広島市役所の歴史となります。これと、『廃屋』の持ち主の歴史を比較検討して、もう一度双方のくい違いを更に精査して、『廃屋』の持ち主の振り上げた手の落としどころを模索していきます。可及的速やかに、『廃屋』の持ち主と合意して、IR西条駅前の健全性を確保します。

北に、『JR西高屋駅の公衆トイレで、パワハラ・セクハラを受けた、と言って、私大谷忠幸が主宰する老人サロンに駆け込んで来られて、何とかして欲しい』という女性がおられました。すぐさま、関係した会社に講義して、パワハラ・セクハラ行為を犯したことを認めさせました。その上で、その女性の気持ちが晴れるように先方と交渉しております。

その他、現在手掛けているものを列举します。

『耐震構造化工事の完了した市営住宅に、外付けエレベータを追加設置して、2階、3階、4階のお年寄りにとってデッドスペースを使用可能とすることで再生する。これにより、お年寄りのための市営住宅のキャパシティを増加させる。』

『広島大学特許部隊における特許取り組み姿勢(全体観)を再構築し、無政府状態から脱却させる。さらに産学官連携に必要な広島大学特許部隊のスキルアップを図る。』

『株式会社東広環境保全の東広島浄化センター運転管理作業者の能力向上を模索し、操業を安定化させる。合わせて、東広島浄化センターから黒瀬川に流出する排水中の例えば窒素濃度、を低減させて黒瀬川を浄化する。』

いくらでも実務はあります。いくらでも湧いて出て来ています。

冒頭で申し上げましたように、過去、東広島市長選挙に出馬したときに『もう二度と議員辞職はしない。』と固く誓いました。そしてそれは、今現在も全く変わっておりません。

どのような処分を受けようとも、議員は辞職しません。そして、残り約3年間の議員任期の間、全力を挙げて東広島市議会議員の実務としての職務を全うします。

最後の1秒まで、東広島市民のために全力を尽くして実働します。

『東広島市議会議員のくせに、なんで東広島市議会のある、東広島市役所九階に行かないんだ』とよく言われます。

西条町、八本松町等々、私大谷忠幸の活動の及ばない地域の方が多いうように認識しています。それに対して、私大谷忠幸を御存知の地元の方々は、『頑張れよ』と励ましてくださいます。

毎日、激励の言葉を頂きながら、前向きに頑張っています。

二
字
訂
正
済
み

4
22

最後に敢えて言及します。

東広島市議会の存在する東広島市役所九階フロアに
ときおり行き、東広島市議会議員の権威付けのための
『虚業』しかしていない東広島市議会議員の皆様から、
『議員辞職の勧告』なんて片腹痛い。

私大谷忠幸は、東広島市民から選挙で選出された東広
島市議会議員として、1年365日朝起きて寝るまで、
常に明日の東広島市民およびその生活向上のことを
のみ考えて『実業』に邁進しております。

『虚業』しかしていない東広島市議会議員の皆様から、
『議員辞職の勧告』なんて受ける言われはない。

私大谷忠幸は、残された東広島市議会議員の任期を、
最後の1秒まで全うします。

以上

東広島市議会
議長
乗越耕司様

令和2年4月21日
東広島市議会議員

大谷忠幸

この郵便物は令和 二年 四月 三日
第 三五〇 九九 号書留内容証明郵便物として
発行されたことを証明します。
日本郵便株式会社



2)